

令和4年3月18日

市内 地域密着型サービス事業所 御中  
// 居宅介護支援事業所 御中  
// 地域包括支援センター 御中

お世話になっております。

各務原市介護保険課の大海と申します。

厚生労働省より介護保険最新情報 vol. 1045 の情報提供がありました。

内容は、『「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」等の一部改正について』です。

令和4年度の介護給付費算定に係る体制等に関する届出をして頂く際は、新様式でのご提出をお願い致します。

#### ●主な変更

・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）に係る経過措置の期限が令和4年3月31日であることを踏まえ、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表が変更となっています。

・加算等の届出時に添付して頂く様式が新設及び一部改正されています。

市HPには3月中に掲載させていただきますので、お急ぎの場合は、別添様式をご活用ください。宜しくお願い致します。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

各務原市健康福祉部介護保険課

大海 かな（おおがい かな）

TEL：058-383-2067（直通）

FAX：058-383-6365

